平成２５年（フ）第５１０３号
千葉県野田市清水868―10　カトル・セゾンＢ201
債務者　高橋　清美
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１０９号
東京都中野区鷺宮５丁目24―２　第二蓬莱荘101
債務者　飯塚　　聡
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１１１号
東京都北区赤羽西１丁目25―３―203
債務者　菊田　律子（旧姓菅沼）
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１１２号
東京都足立区扇１丁目46―15―203
債務者　菅沼あづさ
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１２０号
東京都小平市鈴木町２丁目772―10　鈴木町２丁目アパート１―410
債務者　外山百合子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１２４号
東京都北区浮間４丁目３―17―101
債務者　保坂　一美
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１２５号
東京都町田市小川３丁目14―３　ヴィレッジタウン町田Ａ―３
債務者　渡辺　智恵
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１２６号
東京都新宿区北新宿４丁目１―14　淀橋荘
債務者　上條　多春
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１２７号
東京都東村山市萩山町２丁目13　都営萩山２丁目アパート１―301
債務者　田中順子こと　大森つや子(旧姓田中)
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１３２号
埼玉県加須市騎西1403―８
債務者　戸田　和夫
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１３３号
東京都板橋区栄町29―５　秀和Ⅱハイツ202
債務者　吉田　千里
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１４０号
東京都足立区入谷２丁目16―６―302
債務者　飯塚　禮子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１４１号
千葉県四街道市みそら３丁目26―９
債務者　菅崎　　廉
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１４２号
千葉県市川市宝２丁目４―１―103
債務者　中村　元彦
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１４３号
神奈川県相模原市南区相模大野６丁目11―４―102
債務者　港　　大樹
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６０号
岡山市北区青江三丁目３番７号　ツインヴィレッジⅠ102号
債務者　大下利加子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部